

労働者派遣法改正法説明会のお知らせ

本年4月6日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「労働者派遣法改正法」といいます。）が公布されました。

労働者派遣法改正法は公布の日（平成24年4月6日）から起算して6カ月以内の政令で定める日から施行されます。（労働契約申込みみなし制度については、改正法が施行されてから3年経過後に施行されます。）

愛媛労働局では、派遣元・派遣先事業主の皆さまを対象とした労働者派遣法改正法についての説明会を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日時：平成24年8月30日（木）
14時～16時
2. 場所：松山市総合コミュニティセンター
文化ホール（キャメリアホール）
（愛媛県松山市湊町7丁目5番地）
3. 対象：愛媛県内の派遣元事業主、派遣先事業主
4. 参加費：無料
参加申込方法については、下記までご連絡ください。
連絡先：愛媛労働局 職業安定部 需給調整事業室
TEL：089-943-5833
FAX：089-941-5200

なお、ご来場に際しては、駐車場に限りがあるため、出来る限り交通機関をご利用ください。